

土 技 第 2 6 8 号
平成 20 年 8 月 6 日

関係課(所長) 殿

土木建築部長
(公印省略)

工事監督におけるワンデーレスポンスの実施について

工事現場における問題発生に対する迅速な対応については、平成 19 年 7 月 12 日付け、土技第 197 号で通知したところであるが、今般、「現場を待たせない」「速やかに対応する」という対応をより組織的、システム的なものとするため、別紙のとおり「工事監督におけるワンデーレスポンス実施要領」を定めたので、適切に実施するよう取り図られたい。

記

1. 実施方法

別紙「工事監督におけるワンデーレスポンス実施要領」による。

2. 実施について

今年度、各発注事務所等において、原則現場監督員一人当たり 1 件以上を試行するものとする。

3. 適用時期

平成 20 年 9 月 1 日以降の契約工事から実施するものとする。

(別紙)

工事監督におけるワンデーレスポンス実施要領

平成20年8月6日 土技第268号
土木建築部長から関係課(所)長あて

第1 目的

ワンデーレスポンスは、これまでも監督職員個々において実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応をより組織的なものとし、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現するものである。

1. 品質確保への取組強化の一方策

工事現場において、発注段階では予見不可能であった問題が発生した場合、対処に必要な発注者の意志決定に多くの時間を費やす場合があるため、実働工期が短くなり、工事等の品質が確保されないケースがあると指摘されている。そのため、発注者は「ワンデーレスポンス」の実施等、問題解決のための行動の迅速化を図る必要がある。

2. 工事の効率化

公共工事の受注者、発注者に課せられた使命は「良いものを、早く、安全に、適正な価格で県民に提供すること」といえる。個々の公共工事現場において、受注者、発注者にそれぞれにメリットがあり、かつ誰にでも取り組むことができる共通目的のひとつに、「速やかに工事を完成させる」ことがあげられる。

安全と品質を確保したうえで、受注者と発注者が協力して適切な工程管理をおこなうことにより、速やかに工事を完成させ、早期に供用開始を行うことでメリットが発生する。

第2 対象工事

原則としてすべての工事において実施するものとする。

第3 実施方法

1. 基本は「即日対応」

ア、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうちに」とする。

イ、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認のうえ「回答期限(レスポンスタイム)」を予告するなど、次の段取りができるような回答をその日のうちにする。

ウ、予告した「回答期限」を超過する場合は、明らかになった時点で速やかに受注者に新たな「回答期限」を連絡する。

エ、措置し得ない事項や判断が困難な場合は、上司に相談し回答する。

オ、受注者からの的確な状況の資料等による報告を早期に受け取ることが前提となるため、受注者に対しても「ワンデーレスポンス」の意義と目的を周知することとする。

2. 組織体制に即した方法での実施

ア、各発注事務所等により現場監督体制が異なる場合もあるため、組織体制に即した方法を検討し、ワンデーレスポンスを実施する。

第4 実施における留意点

ワンデーレスポンスは基本的に、工事施工の中で発生する諸問題に対し迅速に対応し、効率的な監督業務を行うための取組であり、工事の監督及び検査の実施に関する取扱いや要領等を変更するものではない。

ただし、受注者にも現場の問題点、協議事項等について速やかに提出を求めるため以下の点に留意して実施すること。

1. 特記仕様書への記載

特記仕様書に次の文を記載すること。

(特記仕様書 記載例)

第〇条

1 この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまで回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

2 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。

3 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第5 その他

1 本取組の円滑な実施

発注者及び受注者は、ワンデーレスポンスの主旨を十分に踏まえつつ、その円滑な実施に努めるものとする。

2 効果の検証

今後の一層効率的かつ効果的な実施方策検討に資するよう、効果及び課題の把握等を行うものとする。

附則 この要領は平成20年8月6日から適用する。

ワンデーレスポンス イメージフロー

(参 考)

